5　その他
⑴から⑭までは、第１号５⑴から⑭までに同じ。
⑮　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑯　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴, ⑵, ⑷　the same with notice above (No. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the improvement of crossroads at Takayamaoohasi in Kiyotaki-Ikoma-road
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 11 July 2012 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 11 July 2012 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 11 July 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年３月 30 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（改）小松川ＪＣＴ河川部工事
⑶　工事場所　東京都江戸川区西小松川町、松島一丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、高速７号小松川線と高速中央環状線を連結する小松川ＪＣＴの上部工、橋脚工、付属物工等の実施設計、製作及び架設並びに鋼管矢板基礎工、場所打ち杭工、フーチング工等の実施設計及び施工である。
下記の実施設計、製作及び施工を行う。
１）上部工（鋼重　約3,100ｔ）
①　Ａ連結路
・３径間連続鋼床版箱桁　延長約190m　１連
・４径間連続鋼床版箱桁　延長約230m　１連
・単純鋼床版鈑桁　延長約50m　１連
・単純鋼床版鈑桁　延長約40m　１連
②　Ｂ連結路
・２径間連続鋼床版箱桁　延長約80m　１連
・３径間連続鋼床版箱桁　延長約190m　１連
・５径間連続鋼床版箱桁　延長約340m　１連
２）橋脚工
①　鋼製橋脚（鋼重(アンカーフレーム含む)　約1,000ｔ）６基
②　ＲＣ橋脚　２基
・掘削量　約1,400㎥
・コンクリート打設量　約740㎥
・鉄筋量　約110ｔ
３）基礎工
①　鋼管矢板基礎　６基
・鋼管径　800㎜
・鋼管長　約51m～65m
・本数　180本
・掘削量　約3,200㎥
②　場所打ち杭基礎　２基
・杭径　1,000、1,200㎜
・杭長　約35m
・本数　26本
４）付属物工
①　支承設置工　22箇所
②　伸縮装置設置工　８箇所
③　排水装置設置工　約900m
５）既設構造物改築工
①　既設横梁拡幅工（鋼重　約100ｔ）６基
②　既設鋼製橋脚基部アンカー増設工（鋼重　約290ｔ）10基
③　既設鋼製橋脚リブ増設工（鋼重　約80ｔ）２基
④　既設ＲＣ橋脚補強工　１基
・場所打ち杭基礎（増杭）　12本
杭径1,200㎜、杭長35m
・掘削量　約800㎥
・コンクリート打設量　約660㎥
・鉄筋量　約100ｔ
⑤　支承取替工　34箇所
⑥　ダンパー設置工　28箇所
６）附帯工
①　擁壁撤去復旧工（中堤）一式
②　河川管理用道路切回し工（中堤）一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　本工事は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体(以下「異工種ＪＶ」という。)による参加を認める工事である。
③　本工事は、技術提案に基づいた実施設計付き工事である。
④　技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法・材質等）の変更を伴わない範囲とする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　下記の①及び②全ての要件を満たす単体又は①を満たす１者、２者若しくは３者及び②を満たす１者若しくは２者で構成される異工種ＪＶであること。
①　鋼構造物工事を施工する者
ⅰ）首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。
ⅱ）平成13年度以降に、以下のア、イに掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で全ての施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
ア　最小曲線半径100m以下の連続鋼床版箱桁橋の工場製作及び架設
イ　市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）（ここでＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。以下同じ。）
②　鋼構造物工事を除く土木工事を施工する者
ⅰ）首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成23・24年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。